

令和2年5月29日

事業主・担当者各位

大阪府貨物運送健康保険組合

6月1日以降の当組合の業務体制について

平素は組合運営に何かとご協力賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除されたことに伴い、事務所内の職員を半数にしての交代勤務を、5月末日で終了いたします。

しかしながら、解除後も接触機会の低減が要請されておりますことから、感染防止の対策として、当面の間、職員の時差出勤を実施させていただきます。

緊急事態宣言の間、みなさまには多大なご不便ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げますとともに、今後も感染の防止に最大限の注意を払ってまいりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 健保事務所窓口での諸手続きの受付は行っておりますが、お急ぎでないお届けにつきましては、郵送で対応いただきますようお願い申し上げます。